

令和3年第3回九戸村議会定例会決算審査特別委員会

令和3年9月15日（水）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第4号）

- 日程第1 議案第6号 令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
【歳出(10款・11款・12款・13款)】
- 日程第2 議案第7号 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第8号 令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第10号 令和2年度九戸下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第11号 令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課長		川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課長		浅 水 涉 君
会 計 管 理 者		吉 川 清一郎 君
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長		杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課 長		中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹		上 村 浩 之 君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

各委員並びに説明者の皆さまにお願いをいたします。

発言の際には、マイクのスイッチを忘れずに入れてから発言されますようお願いいたします。

また、発言の際には、委員長と呼び自席番号を告げて発言の許可を求めていただくよう併せてお願いをいたします。

次に、昨日の委員会におきまして、答弁を保留していた件について、お願いいたします。

はじめに、保健福祉課長お願いいたします。

○保健福祉課長（杉村幸久君） それでは、昨日の質疑の中で十分にお答えできていなかった件につきまして、改めて答弁させていただきたいと思っております。

久保委員から 1 点ありましたが、主要な施策の成果 61 ページ、お聞きいただきたいと思っておりますが、この中の④に記載のございます新生児聴覚検査補助事業に関しまして、令和 2 年度中の出生数 9 人に対して受検者が 6 人となっているが、3 人は検査を受けていないのかとのお尋ねがございました。確認しましたところ、検査自体は 9 人全員が受けております。うち、2 人につきましては低出生体重児、以前は未熟児と呼ばれていたものですが、そういうことで他の医療行為もあったと。必要となったということで、医療受給者証によって医療費がそもそも掛からなかったケースということでございます。

残る一人につきましては、今年 4 月に越してからの申請となったと、年度またぎの申請になったために、この 1 人については、令和 3 年度実績にカウントされてくるということになります。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 次に、産業振興課長、お願いをいたします。

○産業振興課長（中奥達也君） 昨日、川戸委員からご質問のありました稲作振興対策事業について、ご説明いたします。

成果の 70 ページの 3 目農業振興費、1 の稲作振興対策事業でございます。説明が村の農業情勢に対する対策に合っていないとのご指摘を受けまして、確認しましたところ、モチ米団地は継続に努めているもののエコ・チャレンジ米につきましては現在は推し進めていないものでした。

この事業説明としましては、農家の経営安定を図るため、経営所得安定対策の加入促進を図るとともに継続して栽培できるよう栽培指導や研修会など、取り組みに対し補助金を交付したものでございます。

このことにつきまして、事業精査が足りず大変申し訳ございませんでした。次年度以降、このようなことがないように注意してまいりたいと思います。

また、今後は刻々と変化する農業情勢を見極め、必要な取り組みを進めていきたいと考えます。以上でございます。

◎議案第6号の個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、本日の審査日程に入ります。

昨日に引き続き議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

それでは、歳出について10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費の個別審査を行います。

質疑ありませんか。10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 成果の111ページの教育関係、体育施設費のところですが、一番下のところ社会体育施設整備、昨年度は陸上競技場のトラックの芝生化について、質問させていただいて、陸上競技場として利用頻度がほぼほぼない、かなり少なく、逆にグラウンドゴルフ場の利用者の方の要望という経緯で、こういうふうな形になったということをお聞きしたんですけれども、陸上競技場として現在も存在というか、まったく用途が違う形の走路を芝生化、つまりは陸上競技場としてフィールドはまだ使えるのかもしれませんけれども、トラックの方としてはまったく違う用途となって、使うための芝生化ということで、これであればまったくの競技場ではなくなってしまったと思うんですけれども、そういう意味では、本来競技場として過去に建設設置したわけだと思うんですが、ちょっと安易といったら失礼ですけれども、十分な検討、それから承認とかも持ちながら進めることではなかったのかなというふうに思うんですけれども、現状、少なかった場合に利用、小中学生も高校生も含めて少なかった場合に、少ないからじゃあ違う、多目的に使ってもいいというわけではなくて、やはり陸上競技場として設置したわけですので、雨天でも使えるような全天候型の、いわゆる一戸で大会をやっているような走路を設置することによって、小中学校のグラウンドではなかなか使えないけれども、そういうところに行って使う云々というふうな形で、やはり対策という部分はいろいろ考える余地はあったのではないかなと思うんですが、ちょっと今後そこを見直しというところについては、考える余地があるのかどうか。

経緯について、ちょっと私が誤認しているのであれば、そこも訂正いただきたい

がら考える余地があれば、やはりそうした方がいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） あそこの走路をないような形にしてしまったという経緯につきましては、今、山下委員のおっしゃるとおり、私も同じ理解でございました。

けれども、それについて広くコンセンサスを得たといいますか、そういったところは少し努力が足りなかったのではないかなというふうな感じは持っております。

その取り扱いにつきましては、やはり、前に一回公認、確か三種公認というものを、トラックを取ったこともあったと記憶をしております。それでもやはりトラック競技としては、今まではずっと年1回の小学校の陸上記録会ということ以外はほとんど使われておらず、フィールドの競技は陸上競技であっても可能ではございますけれども、トラック競技はできないような形になっておりますので、今後のことになりますけれども、その取り扱い、位置付けについて少し調整なり整理をしまして、位置付けをはっきりした上での使用ということにさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

1番、古舘 巖君

○1番（古舘 巖君） 成果の97ページに学校管理費の中に、通学バス運行利用者状況というのがございまして、これに対しては異議ありませんが、やはり荒田、三沢、五枚橋、三沢、雪屋、そのほかに通学バスを即急に運行するようにやっていくべきだと思いますが、まず中学校は通学バスで通い、高校生も補助等を受けながら通っているわけですが、その地域は父母の方々が毎日子どもたちを学校に連れて行かなければならない状況でございまして、この辺も早急にバスの運行を行うべきだと思いますが、どのように考えておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 遠距離通学となるような、文部省が定めるような範囲内にあるような児童というのは今のところ存在しないんですけども、やはり比較的遠い所の、今、おっしゃったような長興寺の一部とか、江刺家の丸木橋、道地地区の生徒、児童は結構路線バスを使っている児童もいますので、どうにかしろということは、村長からもかねてから指示を受けてまして、もう少しどのような形が望ましいのかということについて、今検討しておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） 1番、古舘 巖君

○1番（古舘 巖君） バスを利用している場所はよろしいと思うんですけども、バスを利用していない地域等もございますので、早急に検討の上、お願いしたいと思います。以上です。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 教育長にお伺いします。

学校整備費ということで、小中一貫校が実現になりませんでした、ナインズミーティング2ということで、各地区を回られて山根小学校から戸田小まで、7月13日159人の保護者の方々が参加されているようですが、その地域の保護者の方々から、自分は参加したい、場所の意見とか、そういうのは分かりますが、他地域の保護者の方々並びに小学校では保育園の方、保育園の方はどのような考えを持っているのか知りたいというような保護者の方々の要望がございますが、私たちに示された資料等をお知らせするという考えはございませんか。

○委員長（中村國夫君） 教育長

○教育長（岩渕信義君） 今の件でございますが、確かに各会場です、公表してくれという声は多かったです。ほとんどの地区で、全村民に公表してほしいと。自分たちの声を公にしてほしいという声があったことは確かです。

それで、教育委員会としては、この後、従前申し上げているとおり、老人会であるとか、婦人会であるとか、いろんなところとまた懇談をします、それが1回終わった時点でどういう形になるか分かりませんが、こういうことをしてこういう意見が出ていますということについては、公表はしなければまずいんだろうという気は持っております。

さらに、本会議でも中村議員からもお話があったように、アンケートを取った方がいいという話もありますので、アンケートを取る事前の要件的な観点からもやはり教育委員会が各階層の方々のご意見を伺っていて、それがどういうふうなご意見が出てきたのかということについては、なんらかの形でまとめて報告はしなければならないというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） ぜひ、いろんな考えの方がおられると思いますけれども、ぜひともそれは自分のための参考にもなろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（中村國夫君） 教育長

○教育長（岩渕信義君） 承っておきます。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

4番、大崎優一君

- 4番（大崎優一君） 遺跡のことについてなんですけれども、長興寺小学校の裏山、だいぶ木が切られましたよね。あれは、遺跡には影響はないのか、お聞きします。
- 委員長（中村國夫君） 教育次長
- 教育次長（坂野上克彦君） 長興寺小学校の近辺での遺跡に当たっていると、問題があるとかという話は今のところは聞いておりません。当たらないと理解しておりました。
- 委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。
- 2番、川戸茂男君
- 2番（川戸茂男君） 決算そのものではないんですが、付属資料として法人の経営状況を説明する書類の提出が村長からあって、九戸教育施設運営会、ふるさと振興公社、ナインズファームの3つが添付されています。
- その中の教育施設運営会のことの決算監査が行われていると思うんですが、他の方には決算報告書が付いていますけれども、施設運営会の分に報告書がなかったもので、気になるような、気に留めなければならないような意見があったかどうかをお尋ねします。
- 委員長（中村國夫君） 教育次長
- 教育次長（坂野上克彦君） 監査は実施しました。私も同席したのを記憶しております。気になるような意見、是正を要するような意見というのは特段なかったと思っておりました。
- 委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君
- 2番（川戸茂男君） その施設運営会与村との関係は、村の方から小学校、中学校、それから体育施設、学校給食、この4項目の委託料で施設運営会が業務を行っているということよろしいですか。
- 委員長（中村國夫君） 教育次長
- 教育次長（坂野上克彦君） 収入のほとんどの部分は、そのとおり委託料でございます。
- 委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君
- 2番（川戸茂男君） その教育施設運営会は、村から委託をされた委託料以外の事業も単独で行うこともありますか。
- 委員長（中村國夫君） 教育次長
- 教育次長（坂野上克彦君） 委託以外の営業というのはございません。
- 委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君
- 2番（川戸茂男君） せっかく法人経営の資料が届いたので、ここで発言してもいいのかわかりませんが、それ以外のところで発言をする機会も決算委員会にはないので、よろしいですか。

○委員長（中村國夫君） はい。

○2番（川戸茂男君） そうすれば、一般財団法人教育施設運営会の報告書の6ページに上段の方に事業委託料収入、その他の事業会計が8,741万9,000円とか、それから法人会計が1,693万6,000円というふうになって、合計で1億435万5,000円の収入になっています。

それで、村の方の決算された先ほど言いました4項目の委託料は、9,914万円ということで、法人の方の会計との差が520万余りあるので、これは私がこっこの村の会計の方のどこかを見落としている委託業務があったのかどうなのか、その辺もちょっと分からなくて質問をしているんですが、それが応分の方の1億400万余りの額が村からの総額だということなのか、お尋ねをします。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） すみません、ちょっと確認に時間をいただきたいと思いますので、少し時間をください。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費です。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございますので、これで10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款予備費の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れは総括質疑の際にお願いいたします。

ここで10分間休憩をします。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時33分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

みなさんにお諮りしたいと思います。

本日、午後に予定されておりました特別会計5件について、繰り上げて審査をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

◎議案第7号・議案第8号・議案第11号の個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、そのようにさせていただきます。

これから議案第7号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5件について、一括して個別審査を予定しておりましたが、本日は最初に議案第7号、議案第8号、議案第11号の3件を一括して審査し、その後、議案第9号、議案第10号の個別審査を行いたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) それでは、議案第7号、議案第8号、議案第11号についての個別審査を行います。

質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) 監査委員の意見書のところで、48ページの索道事業特別会計のところですが、これを読ませていただくと「今後とも村民の意識等を踏まえながら多面的に検討し、事業の目的を果たすべく、独立採算の原則のもと繰り入れの抑制を図り、適正な管理運営に努められることを望みます。」とあります。

これは、毎年のように、こういうふうな意見書が書かれています。それで、「事業の目的を果たすべく」とありますので、元々この事業の目的とは何だったのかというのをお知らせください。

○委員長(中村國夫君) 教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 目的、私の理解で申し上げますと、二つ大きなものがあると思います。

一つは、村民の健康増進、レクリエーションの場、体力の増進ということで、これは体育施設としての使命といいますか、特色があると思います。

もう一つが村民だけでなく、村外の人からも広く来ていただいて、企業としての独立採算を目指すというところが基本だと思いますので、その二つが大きな目的だというふうに思います。

○委員長(中村國夫君) 6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) そうなれば、教育の観点からの部分は、特には目的にはなっているわけではないけれども、スキー大会とかは行われているわけですが、その辺の教育の観点からの目的らしいものは謳っていないことでしょうかね。

○委員長(中村國夫君) 教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 健康増進とレクリエーションと申し上げましたけれども、競技スポーツ、スキー競技としてのスキー、スポーツの向上を図るとか、選手の育成も図るとか、そういったこともあると思いますので、そういった観点で教育委員会が所管しているものというふうに理解しておりました。

○委員長(中村國夫君) よろしいですか。

質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番(桂川俊明君) 決算書の163ページの金額、どうのこうのではないんですけども、収入未済額673円とか、187ページの備考欄に還付未済額3万9,400円とか、いずれ3月末に締めて、このまま2カ月猶予がある中で、なぜ処理できな

いのか、整理できないのか。そういう形で残っていくとどんどん他の方にも影響してくるし、そういうところはどうなっているのか。

金額が少ないからいいじゃなくて、整理していくことが大事だし、行政、民間ではこういうことはあり得ない、私も何年って監査をやってきたんですけども、なぜなのか。そういうことが他にもおそらく事務処理上、影響していく可能性が出てきたんですよ。そういうところをちょっと説明いただければと私は思っています。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 163 ページの673円につきましては、負担割合の区分がちょっと誤っていたもので、本来的には2割負担の人が3割負担で医療を受けていたと。当然、1割分を徴収しなければならなかったんですけども、その方が村外の人で、転入してきたもので所得の把握ができなかったから、そういうふうな形になったので、所得を把握した後に、負担割合が違ったというのが分かったので、そういう手続きを行ったわけですけども、本拠地というか、住んでいる所が九戸村でなかったもので郵便で出してやりとりをしたんですけども、なかなか本人とコンタクトできなくて、年度を超えてしまったんですけども。その後、何とか連絡を取って年度は越えたんですけども、徴収の方はしましたので、貰って未収金はなしというふうな状況になっておりました。

あと、後期高齢の方は、年金から特別徴収した分が死亡者が出た場合に、ちょっと年金の関係で2カ月ぐらい掛かって処理になりますので、直接こちらの役場の方で還付するか、年金庁の方で還付するか、その手続きに連絡の時間が掛かるので年度をまたいでしまうということもございます。

これは、事務手続き上でやむを得ない部分だなと思っておりましてけれども、できるだけ早急に徴収未済とか、あるいは還付未済とかそういうのがないように努力しているところでございますがやはり、制度上、若干、年度をまたいでしまうということも残念ながらあるというのが実態でございます。以上でございます。

○11番（桂川俊明君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 決算書の161ページに他会計繰入金があります。その繰り入れの内容は、保険基盤安定からその他まであるんですが、その他繰入金が1,476万余りというような金額になっています。その他というくらいですので、法定外に繰り入れをしている、繰り出しをしているということで、国保会計そのものは基金もほとんどない、29万円の残高になっていて、基金とは言い難い額なんですけども、結局大きな病気が、感染症が今はコロナで国が対応してくれますが、医療費が膨れ上がった際に当初予算で計上していた給付費では間に合わないというよう

なことになれば、一般会計が補てんをしなければならなくなるというようなことであって、一般会計から出ていく財源は、村民の税金。それが国保の被保険者の医療に使われるというようなことになって、不公平が本当は生じていることになっていると思います。

そこを補うためには税の見直しをしなければならないと思うんですが、主管課のお考えはどのような考えなのか。

それともう一つ、このような税の率は同じような町村の中で九戸村の税額はどのような水準にあるのか、もし分かれば教えてください。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 九戸村の場合は、国保税についてはその税率は据え置いているわけでございます。

それで、一般会計の方から繰り入れて、繰越金を入れて何とか運営をして毎年とんとんぐらいの収支になっているというところでございます。できれば、当然、特別会計ですので、国保の運営に係る分についてはその主たる財源である国保税で賄うのが当然といえは当然なわけですがけれども、この辺のところは村民の担税力等の関係もございまして、その辺は議会の皆さんとかいろいろ相談しながら必要であるということであれば、当然、見直しをしていかなければならないなというふうには思っております。

具体的には、まだそういう話はしておりませんが、県の方からも税金の国保税のあり方についてはいろいろ話もありましたので、その辺を踏まえながらいろいろ検討はしていかなければならない時期に来ているというふうには思っております。

それで、ちなみに、九戸村の一人当たりの国保税の調定額でございますが、低い方から4番目でございます。33市町村ある中の方から、低い方から4番目の国保税の額となっております。さらに一人当たりの医療費につきましては、一番低くなっておりました。33市町村中一番低い診療費というふうなことになっております。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ゆくゆくはやっぱり今、県一本で国保事業が運営されているわけですが、その税の高い、低いについてはやはり移行してから、それぞれの市町村の事情もあって現在に至っているということは分かりますが、一回に見直しをしなければならないような事態にならないような方法で考えていただきたいと思っております。終わります。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 索道のところに戻りまして、先ほどの久保議員の質問に関

連になるわけですが、成果の 141 ページに、法面の崩落の改修の部分が付いているんですけども、書かれてありますけれども、ちょっと私、把握していなかったんですが、どの辺がどのような崩落があつての改修だったのかという点がまず 1 つ。

それからスキー場については、昨年度も質問なり意見なり何回かさせていただいたんですけども、次のシーズンに向けてのいろんな整備というか、集客という意味で、いろいろ対策が考えられているのか。その 2 点について、お願いします。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） まず、第 1 点目のご質問の法面崩落改修事業ですけども、場所がカラ松コースというコースがございまして、下の方から見ますと一番右側のコースなんですけれども、その中腹よりちょっと上段、以前は第二リフトの支柱が建っていた辺りがあるんですけども、お分かりになりますでしょうか。コースの上をリフトが横切っていた場所があるんですけども、ちょうどそこら辺がコースが弛んでいる、ちょっと緩やかになっている場所がございまして、どうしても水が雨水が流出しまして大雨になると削れて崩れてしまうといったところを造成するといった工事で行いました。以上です。

○委員長（中村國夫君） 教育長

○教育長（岩渕信義君） 集客の件に関してでございますけれども、先ほど久保委員の方からお話があったように、体育施設というのは、必ずしも教育的な観点だけではないわけです。村民の当然、健康増進ということもありますし、一方で児童生徒の競技力の向上のベースになるということがありまして、われわれとしてはスキー場というのは非常に重要な施設であるというふうに考えていますが、だからといって先ほど申し上げましたとおり、一般の方々も娯楽的に使うという要素も兼ね備えているわけで、赤字をどんどん出していいのだというふうにはならないというふうな認識をわれわれは持っています。

そこで、スキー場の入場客をどうやって増やすのかということについては、昨年も料金体系を一部改めたり、あるいはレンタルスキーを買ったりしているわけですが、果たしてそれだけで本当にいいのかということもやはり私どもとしては知恵を絞っていかなければならないと感じておりまして、ただ、今、コロナでいろんなところがなかなか厳しい状況にあることも確かですが、これもいつまでも続くわけではありませぬので、もう一度やはりどうしたら集客を増やせるのかということについては、本当に議論していき続ける必要はあろうかと思えます。

ということで、われわれとしても集客を手をこまねいているわけではございませんので、その辺については議員の皆さま方にもご了解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 分かりました。非常にスキー場を備えているという市町村はどこでもあるわけではないので、村外からのいろんな来客も含めて交流人口、あるいは人口減少を何とか減らすとか、いろんなきっかけにもなるわけですので、他の体育館とか、他の市町村であれば、かなり大きな大会も開けるような体育館とか持っているわけですが、本村ではちょっとそこまでの体育館ではないので、先ほどの陸上競技場もそうですけれども、そういう意味ではスキー場というのは非常にそういう比較した場合に、すごく貴重な村としての財産ではないかなというふうに考えております。

そこで、先ほど、その整備について来年度、次のシーズンに向けてということ聞いたんですけれども、昨年度、九戸村の気温は低いわけですが、冬場は。降雪機ということもちろっと具体的に質問させていただいたんですが、そのときの答弁では、確か気温が高いので試みたんですけども無理だというふうなお話があって、ちょっと私その後調べてみたんですけれども、最新の降雪機は気温が以前とは、多少高くても降雪可能なものが現在出ていて、大きなスキー場であればそういうものを利用したりしているということですし、九戸村の冬場の気温が高めということは、何十年もわれわれここにいらっしゃる皆さんの多くはそうだと思うんですが、住んでいてそうでもない。逆に低いんじゃないかなというふうな感覚では思うんですが、もちろんその年によって最低気温の上がり下がりがあるわけですが、そういう意味からすると、降雪機の利用をしなから早いシーズンインといいますか、それも一つの考え方ではないかなというふうに思います。

それから、先ほども言った他の市町村どこでもあるわけではない貴重なスキー場を持っているということで、夏場の夏スキーといいますか、そういう設備を整えることによって、先ほどもちろっと出てきました競技スキーをやっているような方々には小中学生、高校生も含めて非常に、ちょっと遠くでも利用させてもらいたいなというふうな施設になるのではないのかなというふうに思っております。

先日、行われたオリンピックの聖火リレーでは村出身の浅水さんが聖火リレーをやられた、彼女のように村出身でも県でトップだったり、全国大会にも行っている子どもたちもたくさんいたわけなので、ぜひともそういうニーズに合わせた、いろんな考え方と施設をぜひ工夫していただいて、他の体育施設と比べてもちょっと戻りますけれども、貴重な体育施設を充実させていただいて、交流人口等々にもつなげていけるように、そこはぜひ具体的な部分を考えていただいていただければなというふうに思います。要望です。

○委員長（中村國夫君） 答弁はよろしいですね。

○10番（山下 勝君） はい。

○委員長（中村國夫君） そのほか、ございませんか。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで議案第7号、議案第8号、議案第11号につきましては、個別審査を終わります。
なお、質疑漏れ等につきましては、すべての会計等が終わった後によりしくお願ひしたいと思ひます。

◎議案第9号・議案第10号の個別審査

○委員長（中村國夫君） それでは、続きまして議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の個別審査を行います。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 出された資料のほかに、決算書のそれぞれの最後に財産に関する調書が付いています。そこには、債権という表があって、この債権の表の見方を先にご説明いただきたいです。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 今のお話は、決算書の財産に関する調書のことで
すか。

○2番（川戸茂男君） はい。

○水道事業所長（上村浩之君） これは各年度、農集排でいいますと、216 ページ
になりますが、各年度に14年度から供用開始しておりますけれども、これの調定、
Aのところ調定額がありまして、そのうち現年度に調定した分がBになります。

それで、繰越分というのは、翌年度に未済額として残っていた金額がここに繰
越分となります。合わせて各年度の調定額となります。それに対してEのところ
で各年度の分担金の収入額が載ってきます。

それで、不納欠損があった場合は、不納欠損Fのところ載りますが、今ま
では不納欠損は行ってきておりませんでしたので、令和2年度のところに463万円
という不納欠損が生じて、ここに数字が載っております。

その後、未収額という金額が最終的にその年度の分担金の滞納繰越分未収金と
いう翌年度に繰り越すべき金額になります。

それで、調定未済額というのは5年間の分割納付というのが原則ですので、5
年間で分割して払う人に関しては、例えば14年度全部で25万円で分担金の金額
は25万円なんですけれども、全部で5年分割、年当たり2回に分けての納期を設
けておりますので、その一年目納めた残りの分、2年度分以降の2年度、3年

度、4年度、5年度分の調定額がここに載っています。まだ、未済額という形で載っております。

それで、最終的に右側に期末債権残高、その5年間に分割した人たちも含めた形で新規調定額から収入済、それで不納欠損があった場合には不納欠損を差し引いた金額で、一番右側に載ってきて、農集排につきましては令和2年度で未収金の463万円を不納欠損したことにより期末残高をゼロということになっております。期末残高は、あくまでも5年分割している場合に、まだここに金額が残ってくるというものでございます。

ちょっと舌足らずの説明でしたが、以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そうすれば、期末債権現在高は納期が到来していない分と
いうことでいいですか。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 納期が到達していない分と、あと未収金額を含めた合計額となります。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） いろいろ大変にボリュームのある資料提供をいただきました。目を通させていただきましたが、全然納付意識のない方、それから途中まで納付をされた方、中には納付をしないで接続をしている人、途中まで納付をしてあとは滞納しながら接続をしている人というような方もあるようです。

この欠損に当たって、いろいろ検討なされたことと思いますが、元々その下水道のエリア、農集排のエリアにいる方とそのエリア外の方は、サービスの観点から、かなりの不公平があるわけです。それを補うために合併浄化槽の補助金を交付しています。ただ、交付をいただいても浄化槽設置には100万余りの事業費が掛る、それに7人槽ですと49万あたりでしたかの補助金がある。さらに浄化槽を使っていくにおいて、運営費が管理費に見てもらふ経費とか、いろんな経費が掛かっていくわけで、下水道エリアにいる方々とは分担金を払っても、サービスの不公平はあるわけですが、そういうふうなこともあって、本当はそのエリアの方からは理解をいただいて納付していただくべき分担金だったわけですが、こういう現状になってしまったということで、今から不納欠損をしたことによって、まずはその欠損後の不公平感とか、それから住民に対する説明が必要かと思えます。

今言ったように、欠損をした中で接続をしている人もあるわけですし、それから全然、未納していない、あるいは一部未納である人が今後接続をする場合の分担金の扱い、それから欠損となった宅地が転売されて、他の人が購入した後の分担金の扱い。それらがありますし、今、調査中で資料が未提出になっております

が、もし、納付済みの分担金で還付をしなければならない人があったとすれば、その扱いはどういうふうに向付をして、今回の欠損に臨んだのかというような、いろんな問題点があろうと思いますので、これまで欠損に至った中で、部内でいろいろ検討された方向付けについて、説明をいただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 最初にまず、浄化槽のエリアの方と農集排、下水道区域のエリアの方との元々、当初は下水道のエリアの人と農集排のエリアの人が下水道につないだ場合、浄化槽を設置した場合それぞれ維持管理費とか、費用の面で極端に差が出ないような形で持っていきたいという話の中で、まず分担金の金額やら下水道の使用料の金額が設定されたという話は、引き継ぎを受けて聞いておりましたけれども、今のよう形で時効を迎えたために、まず分担金を納めることができなくなったという方については、納めていた人からすると不公平だと感じてしまうのは当然のことで、そこはそういうふうな時効に至ってしまったことに対しては、それぞれの年度の担当共々お詫び申し上げなければならないと考えております。

あと、接続分担金が今の不納欠損によって、今後接続する場合ということですが、分担金をもう不納欠損で、時効消滅で徴収権がなくなって、不納欠損で落としてしまったものに関しましては、今後、受益者は分担金を納めなくても下水道につなぐことができるということになります。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 不納欠損処理をしたので、これからつなぐ人からは貰えないということではなくて、もうすでに、不納欠損処理しようがしまいが貰えないんです。ということだよな。

○水道事業所長（上村浩之君） そうです。

○村長（晴山裕康君） そのこのところの部分違うなと思って。

○水道事業所長（上村浩之君） そういうことになります。

あともう一つは、何でしたでしょうか。

納付済みの分担金、それについてですが、今いろいろな制度、法令に照らして精査している最中で、まさにこの件について有識者の方、日本下水道事業団の教授にこれに関してのスペシャリストの方がおりますので、教授に相談中であり、納めている人をどういう形で整理していけばいいのか、今相談中で、いずれ整理が付き次第、あまり長い時間をかけないで整理をした上で、どういうふうな対処が必要になるかと、そういったところを整理が付き次第、皆さんにお示しして、年度を越さないように、ここは早いうちに整理を付けたいと考えております。

あと、何かありましたでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 今、言われたのは、つまり欠損をしてもしなくても時効が到来しているために、その分担金は払えない、徴収できないということですよ。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 欠損しようがしまいがじゃなくて、不納欠損処理。不納欠損処理をするか、してもしなくてもということです。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） それは分かります。

そのために、なかなか欠損をする人が、そのときの人の方が勇気がなくて、欠損しなかった理由もあろうかと思えます。

それで、欠損は欠損でいいわけですが、やむを得ないわけですが、その欠損した後に法律どおりに行けば、確かに未納で欠損した人については、分担金としてはいただけない。ただ、村民に説明をしながら理解をしながらしていただくためには、いつかの時期にやはりこういうふうな欠損をしましたよというふうなものはきつとお知らせと、お詫びやら、なにやらしなければならぬと思うんですが、その未納者に対して分担金ではなしに、可能な限り給付金なりなんなりで、それぞれの会計を負担すべき部分をしていただきたいというお願いをしていく方向でなければ当然、そのままでは住民が理解できないのではないかというようにも思えますので、そういうような意味ではすでに接続をされていて未納、それから今後接続する場合の人、新たに所有権移転で取得をした人、そういう人も分担金の納付義務は本当はあるんですが、法的にはない、取れないというようなことだけを言っていれば住民からは理解してもらえないのではないかと。そういうふうな人たちに寄付でも何でも、とにかく貰える方法をお願いをして、そうならば5年の納期ではなくて10年でもいいわけですし、そういう理解を求める努力をしなければならぬのかなと思えます。

それから、今、一生懸命精査をしているという、もしかすれば貰った分担金の中にも時効を過ぎて貰ったものもあるかもしれない。そして、その分担金を返還しようにも5年を過ぎれば正規には返還できないかもしれない。こういうふうなものがきつとケースとして出て来ると思えます。そのときに、その納付済みの人に理解を得るような対応も、そもそも納付しなければならないものだったわけですから、そういう対応も併せて検討をした上で欠損を出していただければ良かったなというように思えます。

いずれにしても、何よりも納めている人が不公平だというよりは、納めなくてもそのエリア外の人たちには当然、もっと大きな不公平が出ているわけですし、令和2年度の一般会計からの繰り入れは、農排では2,500万円、下水道は9,000万余りということで、合わせて1億1,500万円。こういう金額が一般会計から繰り出されて運営されているわけですので、料金体系そのものもやっぱり今後検討材

料になると思います。

そういう中での欠損だったわけですから、やはり、住民から理解を得るための欠損した額が欠損でいいと終わるのではなくて、そういうふうな後の対応もなんていうか、あまり乱暴ではなくて、何とか理解を得られるような住民に対してお話をさせていただいて対応をしていくという方向付けをしていただきたいなと思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 今、川戸委員のお話を伺っていて、まったく私がしゃべったことをそのまましゃべっていただきました。

ここにいる今の立場は、地域整備課の主幹の立場だよな、水道事業所じゃないからな。上村主幹と、いろいろ協議したわけですけども、まさに寄付金で貰えないかということも言いました。負担金で貰えないんだったら一般寄付で貰う方法はないのかということも話をしておりますし、それからいろんな不公平感、それらについてもまさに、テープレコーダーのように今おっしゃったとおり、私も思っております。

ですので、できるだけといいますか、従来から申し上げておりますとおり、村民のご理解を得ながら村政を進めてまいりたいというのは、私の基本姿勢ですから、そういう方向で対処してまいりますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） すでに出された資料の中で、「資力、財力」のあり・なしの欄が埋め尽くされていなかったのも、ここは非常に大事なところで、普通の生活以上のことをしている人でも納付していない人もある。そういうふうにも聞いております。

そうすれば、やはりそれこそ同じ隣接している人でも納付している人、それから困っている人とは別にいい生活をしながら納付をしないで、無関心を装っている人もあるわけですので、そういうことはやはり努力をしながらこれからも寄付なりなんなりで納付をしていただけないかというふうなことをお願いしていただきたいと思います。

公共下水道も農集排も私は元役場職員で平成11年度には建設課にいて、まさにこの下水道が始まる時にあっちこっちに行って怒られていました。平成12年から15年度まで農林課にいろいろな現場の仕事もしてきたので、その辺のところは担当される皆さん方のご苦勞は痛いほど分かりますが、やはりその時々になんかの対応をしていかないと、後々こういうふうな苦しい処理をしていかなければならない。

今回は、こういうふうなことを言うのは、過去は過去として、それは反省をし

ていただかなければなりません、これからの対応をする職員の人たちがそういうふうな意識を持って対応していただかなければならないのかなという思いがあって、耳の痛いお話をさせていただいております。終わります。

○委員長（中村國夫君） 答弁はよろしいですね。

そのほか、質疑ございませんか。11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 確認です。中断手続きを積極的に行えなかったということで、新聞にも載ったわけですけども、実際、私も監査意見書をずっと今までも見てきて、かなり今まで指摘されて、今回が特に強い内容の指摘をしているわけです、監査委員の方が。

以前には、全課挙げて徴収をしたりしたときもあったように私、記憶がございます。

それで、今後のことも考えると、なぜそれができなかつたのか。そこをきちっとしていないと、また出ました、不納にしますじゃ私は駄目だと思います。

なぜ、それを努力できなかつたのか。そこに何の原因があるのか。そこをきちっと捉えていないと、また同じ繰り返しが私は出るんじゃないかなという不安を感じて、村民に対してもその説明ができないと私は思うんですよ。

そこをただ「できなかつた」、「お詫びします」だけじゃ、なぜなのというところを掴んでいるのであればそこを。これは全課に言えるわけですけども。かつて、確か全課挙げて徴収のことも取り組んだ時代があったはずですよ。もう一度そこを考えていただきたいというところで、もし答弁できればお願いします。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） まず、なぜこれを徴収して来れなかつたのかということにつきましては、実際、供用開始した後の担当者がまずスタートなんです、その時点でなぜ徴収漏れとなつたのかまではちょっと分かりかねるんですが、その後担当していた者は、時効消滅に到達している債権があるということは、まずは理解しながら分担金の徴収に当たってきたということになります、結局5年間経過してしまったもの、それに対して時効消滅しているという事実がある中で、法令に違反する行為であることから、積極的に徴収することがなかなかできず、また、当時の村長にも不納欠損、時効を迎えて不納欠損としなければならない旨の説明はその都度してきたところなんです、やはりそれは認められないという事情がありまして、不納欠損するに至らなかつたと。

それで、不納欠損もできずにあと時効を迎えたものを徴収することは法律に違反するという両方のあれがあつて板挟みの状態で、なかなか徴収することになかなか積極的になれなかつたという事情があります。

ただ、そうは言いながら、まず債権保全がされてこなかつたことが一番の、この元の原因だつたと思いますので、そこにつきましてはやはり真摯に受け止めて

今後そのようなことが、時効による消滅がないように努めながら徴収に全課を挙げて、担当任せにならずに全課を挙げて徴収をしていくという方向に持っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 今の説明で納得できるかどうかという部分もあるのかなと思うんですが、資料の中にその経緯が（1）から（5）まで書かれてありますし、今、説明もあったんですけども、やはり、要因、原因というのが何なのか、やはり、桂川議員とか、川戸議員からありますけれども、そこがはっきりさせることがまず大きなものが一つ。

それから責任ですよ、責任をどうとるかということが一つ。それから再発防止というやはりその3つがないと住民の方がやはり納付している側としては納得できないところだと思うので、ここには対処している、考えているではなくて、やはり原因ですね。いろいろあると思います、今の説明の部分なんとなく一部は分かったような気はするんですけども、やはり責任のあるそれぞれの立場で責任のある仕事をしなかったということなのか、それに気づいた方が責任あるそこで行動を取れなかったのかということになると思うんですが、そこも明らかにして、じゃあその責任をどう取るのか。先ほどと同じことを言いますが、再発防止をそこをしっかりと提示してほしいなと思います。

現時点で、その部分、答えられるところがあったらお願いしたいんですが。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） まず、原因につきましてですけども、やはりこれは担当者がそういうふうな不納欠損しなければならぬ、5年間経過したものが時効で消滅して徴収することができないということを理解しながら、逆に債権の保全をされてこなかったという、その債権を保全されてこなかったところが一番の原因になっていることなんです、その辺のなぜ債権が保全されてこなかったのかということになりますと、当時は下水道につなぐ際にその債権を納めてもらうことを条件に下水道に接続するという対応の仕方をしていましたものから、それが正しいやり方だったかと言えば正しいやり方ではなかったということになってしまいうんですけども、当時はそういうやり方でやってきていたものから、ちょっと債権の保全に関しましては積極的にそれも行ってこれなかったと。

あと、今後の防止策なんですけれども、これに関しましてはまず徴収の担当者が債権の保全に関して年間スケジュールを作成して、その進捗をまず担当者自らが管理すると。それで併せてその作成された年間スケジュールについて課長においてもその進捗状況を把握して、その進捗管理を行うと。それで内容によって他

課と連携が必要な案件につきましては、滞納整理委員会においてその情報の共有を図りながら、課題やその対策について協議していきたいと考えているところです。

あともう一つ、職員の人材、能力の開発をしなければこういったケースがまた起こりかねないということもありますので、職員が業務上必要な知識を身に付けるために、あと業務遂行能力を高めるために各種専門研修の受講を積極的に受講させて知識を身に付けさせるということと、あと、もう一つは個々のケースで問題やトラブルが発生した際には、その課内でケース会議を開催して問題解決に向けた議論の場を作って課内全体で考えて改善するというスタイルを構築していきたいという考えであります。以上です。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 監査として、いろいろ指摘をしてきたわけなんですけれども、まずこの債権保全がなされなかったことに気づいたとき、そこがいつぐらいなのかということをお伺いして、それでこのお金の徴収に当たり、徴収できない時点で寄付という形をとることはできないのかということは何度もお伺いしましたが、それは無理だという回答をいただいたりしたんですが、そのこのところについてお伺いしたいです。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） まず、その時効の消滅が判明した時期というのにつきましては、ちょっと今分かっているところですと平成18年以前のことはちょっと不明なんです、その後、人事異動で担当になった職員から現在に至るまで、ちょうど平成19年ということになりますけれども、それ以降の職員はその時効消滅した債権について、不納欠損をする必要があることを把握して業務に当たっていたということでございます。

これに関して、不納欠損が必要だということは歴代の村長に事情を説明して、不納欠損処理をする必要がある旨の説明をしても、やはりそれはできないと、認められないということで、現在まで至ったという経緯でございます。

あともう一つは、何だったのでしょうか。

○7番（保大木信子君） 検討した結果は、どうでしたか。

○水道事業所長（上村浩之君） 分かりました。その件につきましては、それこそ全国下水道事業団の教授からも意見を求めて、別な方法でとる手だてはないのかということで相談して、その回答をいただいた経緯はあるんですが、一度債権が消滅したのものについては、寄附金とか加入金だったりとか、そういった形でとることは無理であるという回答を受けておまして、その辺も何かどういう形で徴収できる手だてはないのかということをお考えなんですけれども、その下水道

事業団の教授から聞いてもそれはやっぱり法的に難しいと。それで、実際にそういうふうやって徴収している団体が裁判で負けているというケースがあるという事例も伺ってございました。以上です。

（「休憩願います」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩します。

休憩（午前 11 時 34 分）

再開（午前 11 時 36 分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

7 番、保大木信子君

○7 番（保大木信子君） 別な方にその土地を譲って、そのマスを使うことになって、いろいろ何件かありますが、そういった場合にもなぜそのマスの分を貰うことができないのかを。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 所有権移転されて、新しい人から徴収できないのかということにつきましては、あくまでも賦課徴収しているのが最初の所有者の方の、5 年間に分割して賦課しているものですから、その納期限から時効の起算日になりまして、それから 5 年を経過すると所有権が変わろうがやはり 5 年間に達した時点で何も手を付けていなければ、時効で消滅するという事にしかならないものですから、徴収はできないということになります。以上です。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

その他、質疑ございませんか。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） この中の方に、亡くなられている方もいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 中にはもう亡くなられてしまった方もおられます。

○6 番（久保えみ子君） 何人ぐらいですか。

○水道事業所長（上村浩之君） ちょっと人数につきましては、今何人亡くなられている方があるかというのは、人数をチェックしないと今すぐにはお答えできないので、そこはちょっと時間をいただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

質疑ありませんか。9 番、渡保男君

○9 番（渡 保男君） この明細の中で接続している、していないというのがどれぐらいの割合でありますか。

それで、時効前、時効後に接続した人もあるのか伺います。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） まず、農集排の接続している、未納でありながら接続している方は、22名中2件ほどになります。また、下水道の受益者分担金を未納しているにもかかわらず接続している方は、15名ということになります。

それで、時効後に接続されている方もあるかどうかということですが、数名、時効後接続しているケースもございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ないようでございます。これで議案第9号、議案第10号についての個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等については、すべての会計が終わった後に総括質疑を行いますので、その際をお願いいたします。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日の審査日程は、ここまでにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の審査はここまでにいたします。

なお、次の会議は、明日9月16日午前10時から行いますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○委員長（中村國夫君） 本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前11時41分）